

自動車税は、5月31日までに必ず納税しましょう

納期限（5月31日）を過ぎると、法律により延滞金（最大年14.6%）がかかります。

納税の方法はこんなにいろいろ

平成24年度自動車税の納税通知書は5月7日発送予定です。

銀行などの金融機関

- 岐阜県内の普通銀行、信託銀行、信用金庫、商工組合中央金庫、東海労働金庫、信用組合、岐阜県信用農業協同組合連合会、農業協同組合
- 岐阜県外の十六銀行、大垣共立銀行、みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、北陸銀行中村支店
- 岐阜県、愛知県、三重県、静岡県内のゆうちょ銀行及び郵便局

パソコン、携帯電話を利用したネット納付

岐阜県では、自動車税について、納期限内に限り、銀行やコンビニエンスストア以外にインターネットを使ってクレジットカードによる納付ができます。

手数料：自動車税のほかに1台につき315円の決済手数料が必要です。

納付方法：Yahoo! 公金支払いのページからとなります。

詳しくは納税通知書に同封されている説明書をご覧ください。

パソコンから

URLを直接入力 <http://koukin.yahoo.co.jp/>

Yahoo! JAPANで検索

公金支払い!

検索

取扱期間中は岐阜県ホームページのトップページ「自動車税の納税」バナーからもアクセスできます。

スマートフォン、携帯電話から

URLを直接入力 <http://koukin.mobile.yahoo.co.jp/>

QRコードから



カメラ付き携帯電話で
QRコードを取り込む

全国のコンビニエンスストア

（下記に掲げるものに限りです）

- | | |
|------------|----------------------|
| • ココストア | • ファミリーマート |
| • サークルK | • ミニストップ |
| • サンクス | • ヤマザキスペシャルパートナーショップ |
| • セブン-イレブン | • ローソン |
| • デイリーヤマザキ | (50音順) |

■自動車税に関するお問い合わせ先■

受付時間：8時30分～17時15分（土日・祝日を除く）

岐阜県自動車税事務所 058-279-3781（代表）

飛騨県税事務所自動車税出張所（飛騨ナンバーのみ）0577-36-1400

最寄りの県税事務所

岐阜県税事務所 058-264-1111（代表）

西濃県税事務所 0584-73-1111（代表）

中濃県税事務所 0575-33-4011（代表）

東濃県税事務所 0572-23-1111（代表）

飛騨県税事務所 0577-33-1111（代表）

県庁総務部税務課 058-272-1111（代表）

※ 岐阜県自動車税事務所、最寄りの県税事務所でも納税できます。

（8時30分～17時15分（土日・祝日を除く））

自動車税Q & A

Q 1 手放した自動車の納税通知書が届いた。

A 1 自動車税は、毎年4月1日午前0時現在の車検証の所有者（所有権留保付自動車の場合は使用者）に対して、1年分が課税されます。お尋ねの場合は、3月末までに移転登録（名義変更）や抹消登録（廃車）の手続きがなされていない可能性があります。自動車販売業者などに手続きを依頼されたときは、手続きの完了を確認してください。

Q 2 年度の途中で廃車した自動車の税金はどうなるの。

A 2 年度途中で自動車を廃車した場合は、その自動車が抹消登録された月の翌月分から月割計算で減額となります。すでに自動車税を納めており、他に未納の徴収金がない場合は還付されます。なお、4月中に抹消登録（廃車）された方には、5月中に1ヶ月分の納付書（減額通知書）を送付しますので、その通知書により5月31日までに納付してください。

Q 3 軽自動車税について、教えてください。

A 3 軽自動車、自動二輪車、小型特殊自動車、原動機付自転車の所有者に対しては、市町村税である軽自動車税が課税されます。詳しくは市町村の税務担当課へお問い合わせください。

Q 4 住所が変わったらどんな手続きが必要？

A 4 住民票を移しても、車検証の住所が変更されていないと、納税通知書は新住所に送付されませんので、運輸支局等で変更登録（住所変更）の手続きをしてください。すぐに車検証の住所変更手続きができない場合には、一時的に自動車税納税通知書の送付先のみを新しい住所に変更することができます。自動車税納税通知書に同封された「自動車税住所変更届（軽自動車除く）」に必要事項を記入の上、岐阜県自動車税事務所へ封書で送付してください。ただし、この届出ができるのは、住民票の変更が完了している方のみです。詳しくは「自動車税住所変更届（軽自動車除く）」をご覧ください。（6月以降に納税通知書が届いた方には、「自動車税の住所変更届（軽自動車除く）」は同封されていません。）

自動車税納税証明書について

自動車の車検（継続検査又は構造等変更検査）を受けるときは、自動車税納税証明書が必要です。自動車税納税通知書には、車検用納税証明書が付いています（※）ので、領収印を受けたあと、車検の時まで大切に保管してください。紛失等された場合は、車検有効期間満了日の2ヶ月前から、岐阜県自動車税事務所または最寄りの県税事務所の窓口において無料で発行しますので交付申請してください。

※ 「納税証明書無効」の印字がある場合は納税証明書として使用できません。

自動車税に関するお問い合わせ先

岐阜県自動車税事務所 058-279-3781（代表）

住所変更した時、名義変更した時、

自動車の変更登録、移転登録手続きはお済みですか？

転居などにより住所が変わったら、自動車の「変更登録」の手続きを、自動車の所有者の名義が変わったら「移転登録」等の手続きをお願いします。

※ 軽自動車は「自動車検査証の記載事項の変更手続き」となります。



自動車をお持ちで、県外から岐阜県に転入された方へ

他県ナンバーの自動車は岐阜県ナンバーに

住所・使用の本拠の位置が変わったら、運輸支局において、変更登録の手続きを行う必要があります。自動車をお持ちで、県外から岐阜県に転入された方は岐阜県ナンバーへ変更登録手続きをお願いします。

自動車の登録に関するお問い合わせ先

■登録自動車（白や緑のナンバープレート）に関するお問い合わせ

- 岐阜運輸支局 050-5540-2053（テレホンサービス）
- 飛騨自動車検査登録事務所 050-5540-2054（テレホンサービス）

■軽自動車（黄色や黒のナンバープレート）に関するお問い合わせ

- 軽自動車検査協会 岐阜事務所 058-394-0232

不正軽油への関与は犯罪です

不正軽油について次のような情報がありましたらお知らせください。

- トラックやダンプカーなどの燃料に、灯油や重油を使用している疑いがある。
- 安い軽油を売り込みに来た。
- 不審なタンクローリーが出入りしている施設がある。等

（連絡先）岐阜県不正軽油110番 058-277-3973